

(第76号議案)

中野区営住宅条例(平成4年中野区条例第18号)新旧対照表

改正案	現行
第1条～第5条 (略) (申込資格)	第1条～第5条 (略) (申込資格)
第6条 (略) (1)～(4) (略)	第6条 (略) (1)～(4) (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 第1項第2号アに掲げる場合とは、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 (1)～(3) (略) (4) 同居者に <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合</u>	5 第1項第2号アに掲げる場合とは、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。 (1)～(3) (略) (4) 同居者に <u>小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</u>
6 (略)	6 (略)
第6条の2～第10条 (略) (使用料の決定)	第6条の2～第10条 (略) (使用料の決定)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、第23条の規定による収入に関する報告がない場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)において、法第34条の規定による収入状況の報告の請求を行ったにもかかわらず、区営住宅の利用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。	2 前項の規定にかかわらず、第23条の規定による収入に関する報告がない場合において、法第34条の規定による収入状況の報告の請求を行ったにもかかわらず、区営住宅の利用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。
第12条～第17条 (略) (使用権の承継)	第12条～第17条 (略) (使用権の承継)
第18条 区営住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者	第18条 区営住宅の利用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者

が引き続き当該区営住宅に居住を希望するときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第12条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 （略）

（同居の許可）

第18条の2 区営住宅の利用者は、当該区営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第11条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 （略）

第19条～第22条 （略）

（収入に関する報告）

第23条 利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して収入に関する報告をしなければならない。ただし、利用者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入に関する報告をすること及び法第34条の規定による収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

（収入の認定等）

第24条 区長は、前条本文の報告に基づき（同条ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）利用者の収入の額を認定し、利用者に対して、その認定した額（以下「収入認定額」という。）を通知する。

2・3 （略）

第24条の2～第25条 （略）

（高額所得者に対する明渡請求）

第26条 区長は、第24条の2第3項の

が引き続き当該区営住宅に居住を希望するときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第11条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 （略）

（同居の許可）

第18条の2 区営住宅の利用者は、当該区営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条で定めるところによるほか、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。

2 （略）

第19条～第22条 （略）

（収入に関する報告）

第23条 利用者は、規則で定めるところにより、毎年度、区長に対して収入に関する報告をしなければならない。

（収入の認定等）

第24条 区長は、前条の報告その他の資料に基づき利用者の収入の額を認定し、利用者に対して、その認定した額（以下「収入認定額」という。）を通知する。

2・3 （略）

第24条の2～第25条 （略）

（高額所得者に対する明渡請求）

第26条 区長は、第24条の2第3項の

規定による通知をした高額所得者に対し、法第29条第4項の規定による期限を定めて、区営住宅の明渡しを請求することができる。

2～4 (略)

第26条の2～第28条の2 (略)

(区営住宅建替事業等に係る使用料の特例)

第28条の3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において新たに使用する区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第24条の3第1項又は第25条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)・(2) (略)

(区営住宅の検査)

第29条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に区営住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。ただし、区営住宅の修繕及び改良のための検査については、第31条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に区営住宅の管理を行わせているときは、当該指定管理者として指定した法人その他の団体の職員のうちから区長が指定した者に行わせることができる。

2・3 (略)

第29条の2～第30条の2 (略)

(指定管理者による管理)

第31条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

規定による通知をした高額所得者に対し、法第29条第3項の規定による期限を定めて、区営住宅の明渡しを請求することができる。

2～4 (略)

第26条の2～第28条の2 (略)

(区営住宅建替事業等に係る使用料の特例)

第28条の3 区長は、次の各号の一に該当する場合において新たに使用する区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり使用者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第11条第1項、第24条の3第1項又は第25条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)・(2) (略)

(区営住宅の検査)

第29条 区長は、区営住宅の管理上必要があると認めるときは、区の職員のうちから区長が指定した者に区営住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。ただし、区営住宅の修繕及び改良のための検査については、第31条の規定により同条に規定する指定管理者に区営住宅の管理を行わせているときは、当該指定管理者として指定した法人その他の団体の職員のうちから区長が指定した者に行わせることができる。

2・3 (略)

第29条の2～第30条の2 (略)

(指定管理者による管理)

第31条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項

の規定により区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区営住宅等の管理を行わせることができる。

2 区長は、前項の規定により指定管理者に区営住宅等の管理を行わせようとするときは、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年中野区条例第2号）第3条及び第4条の規定にかかわらず、公募によらずに当該指定管理者の候補者を選定することができる。

第32条～第37条 （略）

附 則 （略）

別表 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条第5項第4号、第11条第2項、第23条ただし書及び第24条第1項の規定は、平成30年4月以後の月分の使用料について適用し、同年3月以前の月分の使用料については、なお従前の例による。

の規定により区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区営住宅等の管理を行わせることができる。

第32条～第37条 （略）

附 則 （略）

別表 （略）